

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒101-0051

住 所 東京都千代田区神田神保町1-105

氏 名 東洋建設株式会社 関東支店
常務執行役員関東支店長 舘下 章

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6361-5501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋建設株式会社 関東支店
事業場の所在地	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング10F
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

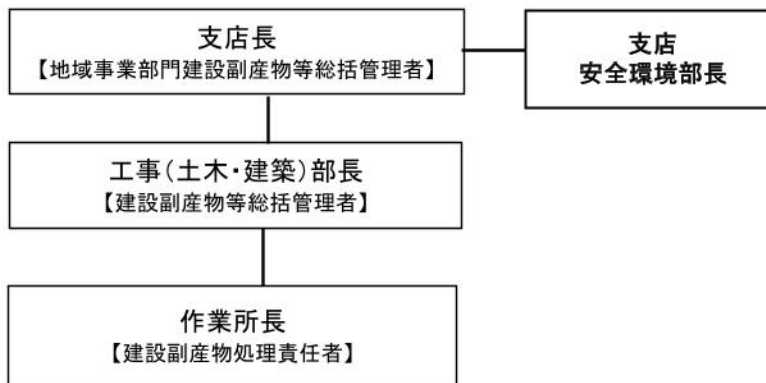
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業（総合建設業）
② 事業の規模	元請完成工事高 16,488百万円（前年度実績）
③ 従業員数	170人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート→再生処理業者へ委託→破碎→再生砕石として再利用 ・廃プラスチック類→破碎・圧縮→燃料原料 ・金属くず→再生事業者へ委託 ・汚泥→中間処理業者へ委託→流動化原料 ・木くず→中間処理業者へ委託→破碎→チップとして再資源化

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・梱包材の簡素化を指導している。 ・搬入資材の事前の数量確認による予備材の制限等で発生の抑制を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・協力会社が持込む資材については計画数量を正確に把握し、定着材のままではなく現場に合わせて加工した資材として持込むように指導を継続する。 ・発生抑制の好事例の情報収集を行い水平展開を継続して行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類[コンクリート、アスコン、がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、建設汚泥、紙くず、木くず、廃石膏ボード] ・各現場とも分別に関する意識は向上してきているが工事用地等の条件により現場によるバラツキもあるので引き続きの指導が必要である。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類[上記の①現状と同じ] ・着工前の施工方針会議において仮設計画図等を基に分別ボックスの設置場所と分別品目を確認し、着工時より分別を進める。 ・新規入場時教育時に廃棄物の分別に関して教育指導し、協力会社の作業員へも協力要請を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実績なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・当社は産業廃棄物の処理施設を有していない為、発生した廃棄物の処理については全てを処理業者へ委ねている。処理業者へ委託する場合は許可証を確認のうえ委託契約書を締結し、写しを支店へ提出させ委託先や契約内容を確認している。 ・委託契約した後に廃棄物を排出する場合はマニフェストを使用して最終処分までの確認をおこなっている。電子マニフェストを導入しており、引き続き、取り組みを推進する。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・法改正や新法の制定については、その都度作業所へ通知し委託契約上の不備が生じないよう周知を継続する。 ・解体廃材や汚泥については排出期間中に最低1回は収集運搬車両の追跡調査を実施し、併せて中間処理施設の状況の確認を継続する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

